発電設備等に関する系統アクセスの流れ

- 本資料は、発電設備等に関する系統アクセスの流れ(イメージ)を示すものであり、系統連系希望者の理解促進を主たる目的としています。なお、詳細については業務規程、送配電等業務指針及び「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について」(一括検討の手続等)に規定されています。
- 本資料は、電源接続案件一括検討プロセスの流れ(イメージ)を含んでおりますが、同プロセスの前提条件は、実施するエリアの送電系統の状況、連系等を希望する電源の状況などにより、プロセスごとに異なります。個々のプロセスについては、一般送配電事業者及び配電事業者がプロセスごとに定める前提条件に基づき実施いたしますので、十分ご留意ください。
- 本資料は、今後も、国が定める内容への適合や、系統アクセスの実例、会員その他電気供給事業者からのヒアリング等を踏まえ、適官、改善・修正いたします。

2024年8月

電力広域的運営推進機関

系統計画部



〔改定履歴〕

- 2020年10月制定
- 2021年1月
 - ・ノンファーム型接続導入に伴う更新のため
- 2021年2月
 - ・保証金が返還される場合の正当な理由の明確化に伴う更新のため
- 2021年4月
 - ・発電設備等の休廃止等手続に伴う一括検討プロセス導入に伴い一部修正
- 2021年8月
 - ・一括検討プロセスにおけるノンファーム型接続適用時期について更新
 - ・保証金返還時の手数料負担者について一部修正
- 2022年2月
 - ・保証金と実費費用の取扱いの明確化に伴う更新
- 2022年3月
 - ・受電電圧が基幹系統の電圧階級の電源のノンファーム型接続適用の取扱い (2022年4月1日以降の接続検討受付から適用)等を追加・修正
- 2022年4月
 - ・配電事業ライセンスの創設に伴う更新

〔改定履歴〕

- 2022年7月
 - ・N-1電制本格適用開始に伴う更新
 - ・計画策定プロセスの見直しに伴う更新
- 2022年11月
 - ・ローカル系統でのノンファーム型接続の適用 (2023年4月1日以降の接続検討受付から適用)について追加・修正
- 2023年4月
 - ・ローカル系統でのノンファーム型接続の適用開始に伴う更新
- 2024年5月
 - ・円滑な系統アクセスに向けてを追加
- 2024年8月
 - ・事前相談および要否確認の広域受付廃止に伴う更新

項目	ページ	
はじめに	5	
事前相談	7	
接続検討	8	
円滑な系統アクセスに向けて	9	
接続検討回答書の有効期限	1 0	
接続検討の回答後、一括検討が開始された場合の扱い	1 1	
契約申込み~連系承諾~工事費負担金契約締結~連系等		
電源接続案件一括検討プロセスについて		
①一括検討開始申込み~②一括検討の開始		
③応募~④接続検討	2 0	
⑤再接続検討		
⑥契約申込み		
⑦工事費負担金契約締結・入金~⑧一括検討の完了	2 9	
⑨一括検討期間中の系統アクセス関係の申込み及び暫定的な容量確保	3 1	
⑩募集対象エリア等を見直す場合	3 2	
⑪系統連系順位が必要な場合の取り扱い	3 3	

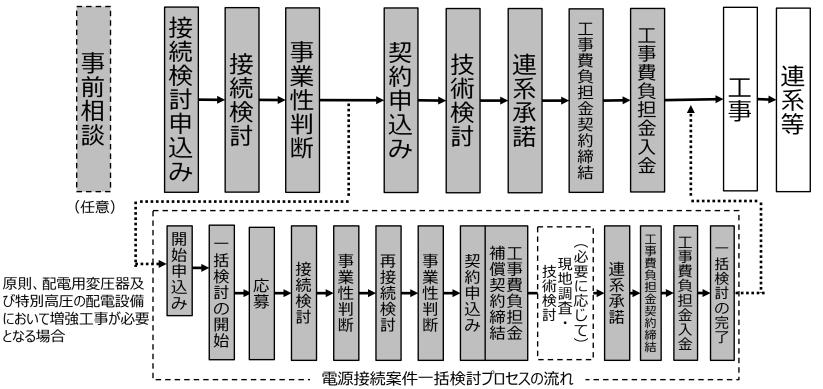
項目	ページ
②工事費充足の蓋然性が高い増強工事が必要となる場合の取り扱い	3 6
⑬負担可能上限額に関する原則外の取り扱い	3 8
迎補償金の基本的な考え方	4 0
⑮工事完了後における補償金、工事費負担金の精算について	4 2
⑯補償契約を履行しない系統連系希望者に対する措置	4 5
⑰手続の一部を省略する場合の取扱い	4 6
休廃止等手続に伴う系統アクセス業務について	4 7
保証金の返還に関する「正当な理由」について	5 3
参考となるウェブサイトの紹介	5 4
おわりに	5 5

【発電設備等に関する系統アクセスの流れとは】

- ➤ 系統アクセスの流れは、2023年4月以降、ノンファーム型接続が前提となり、以下の流れとなります。ただし、 ノンファーム型接続の運用が適用されない設備(原則、配電用変圧器及び特別高圧の配電設備)に関しては、系統連系希望者からの申込みに基づく接続検討の結果、送電系統の容量が不足すれば、増強工事が必要となる場合があり、その際、一括検討開始の対象となる可能性があります。※1
 - ※1 一括検討開始の対象となる可能性の有無は接続検討回答書に明記されます。 ノンファーム型接続については、本機関のウェブサイト「かいせつ電力ネットワーク」をご参照ください。

https://www.occto.or.jp/grid/business/setsuzoku.html#nonfirm

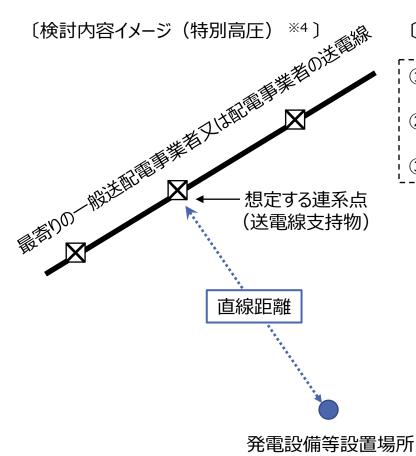
〔発電設備等に関する系統アクセスの流れ〕



事前相談、接続検討、契約申込みについて

<事前相談とは> (任意)

- 系統連系希望者は事前相談の申込みを行うことができます。(無料)
- ▶ 一般送配電事業者又は配電事業者は、事前相談の申込みの受付日から原則1か月以内に検討※2結果を回答※3します。



〔検討、回答内容概要(特別高圧) ※4〕

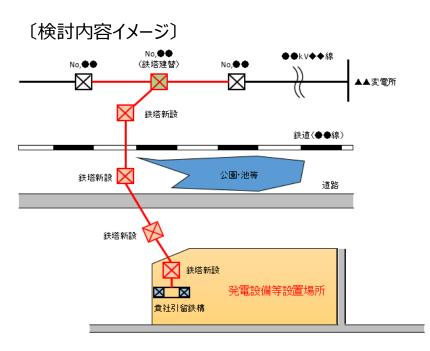
%5

- ① 発電設備が連系等を行う送電系統の平常時における混雑発生の 有無
- ② 発電設備が連系等を行った場合の既設送変電設備の熱容量に起 因する連系制限の有無
- ③ 発電場所から想定する連系点までの直線距離
 - ※2 既に申し込まれた契約申込みによる系統利用を前提として検討します。
 - ※3 簡易的な確認の結果であり、連系等の可否を確約する ものではありません。
 - ※4 高圧の検討、回答内容はバンク逆潮流の対策工事に 関することや電気所までの線路亘長等になります。
 - ※5 混雑発生の有無等については、今後の系統状況の変化 や接続検討の結果等により変更となる場合があります。 熱容量とは、送変電設備を継続的に使用するために、当 該設備の温度上昇から制限される潮流の上限のことです。

接続検討

<接続検討とは> (必須)

- ➤ 系統連系希望者は接続検討申込み※6を行うことができます。
- ➤ 系統連系希望者は、接続検討申込みと併せて、1受電地点1検討につき検討料を支払う必要があります。
- ▶ 本機関、若しくは一般送配電事業者又は配電事業者は、接続検討申込みの受付日から原則3か月以内 ※7に検討※8結果を回答※9します。

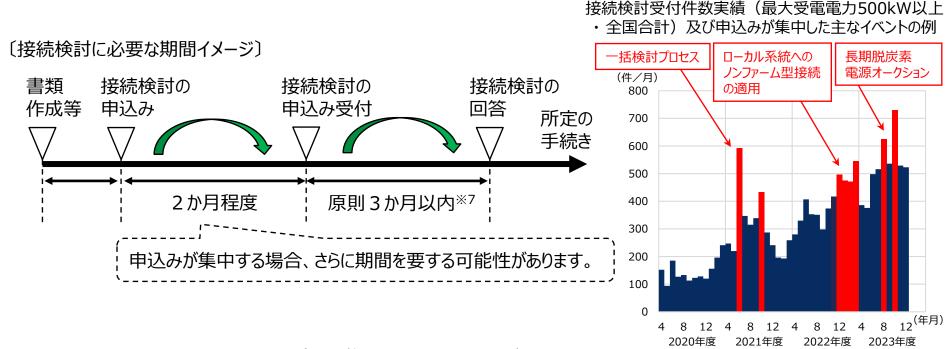


〔検討、回答内容概要〕

- ① 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系 可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。 代替案を示すことができない場合は、その理由)
- ② 系統連系工事の概要
- ③ 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠
- ④ 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠
- ⑤ 所要工期
- ⑥ 系統連系希望者に必要な対策
- ⑦ 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- ⑧ 運用上の制約 (制約の根拠を含む)
- ⑨ 一括検討開始の対象となる可能性有無 (原則、配電用変圧器及び特別高圧の配電設備の場合)
- ※6 系統用蓄電設備の接続検討には、充電時(順潮流側) も考慮した検討を行いますので、充電電力(順潮流側)等 も申込書に記載ください。なお、申込書の内容が変更となる場合には、再度の接続検討が必要になる可能性があります。
- ※7 高圧の送電系統への発電設備等(逆変換装置を使用し容量が500kW未満のものに限る。)の連系等を希望する場合は原則2か月以内となります。
- ※8 既に申し込まれた契約申込みによる系統利用を前提として検討します。
 - ※9 契約申込み後の現地調査で変動する可能性があり、本回答をもって連系等、工事費等を確約するものではありません。

<円滑な系統アクセスに向けて>

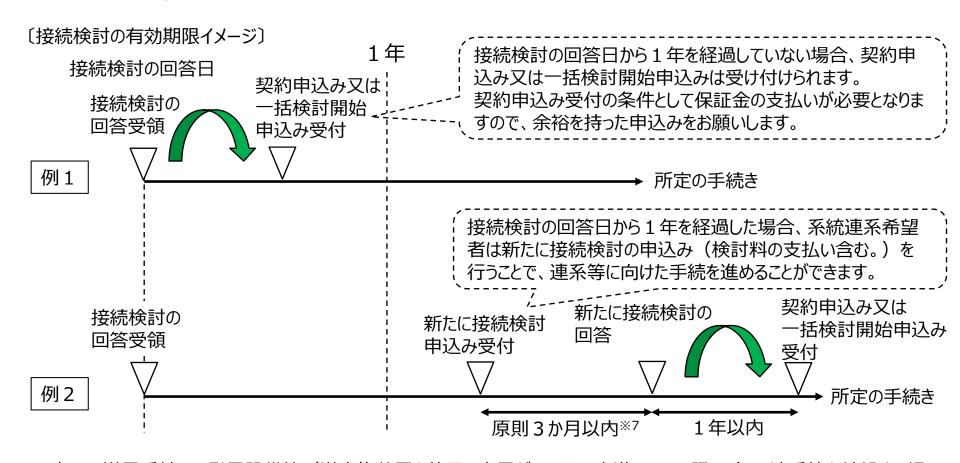
- ▶ 接続検討の申込みの受付には、「申込書類に不備がないこと」及び「検討料が入金されていること」の確認が必要です(送配電等業務指針第81条第1項)。
- ➤ 系統連系希望者と一般送配電事業者等の間で行う書類の確認・修正作業には2か月程度(本機関受付案件の過去5年分実績より)を要しています。また、接続検討の申込みが集中する場合には書類の確認・修正作業にさらに期間を要する可能性がございます。
- ▶ 加えて、接続検討の申込み受付から接続検討の回答までは原則3か月以内*7となります。以上を踏まえ、 円滑な系統アクセスのために、スケジュールに余裕を持った申込みをお願いします。



※7 高圧の送電系統への発電設備等(逆変換装置を使用し容量が500kW未満のものに限る。)の連系等を希望する場合は原則2か月以内となります。

<接続検討回答書の有効期限とは>

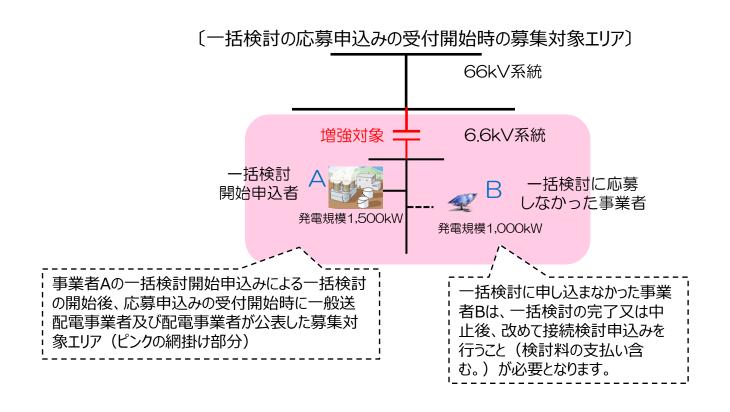
- ▶ 接続検討の回答日から1年を経過した場合、契約申込み又は一括検討開始申込みが受け付けられず、新たに接続検討申込み(検討料の支払い含む。)を行うことが必要となります。
- ▶ なお、有効期限について、回答日初日は算入いたしません。そのため、例えば、接続検討の回答日が2020 年10月1日の案件は、2021年10月1日まで有効となります。



※7 高圧の送電系統への発電設備等(逆変換装置を使用し容量が500kW未満のものに限る。)の連系等を希望する場合は原則2か月以内となります。

<接続検討の回答後、一括検討が開始された場合の扱いとは>

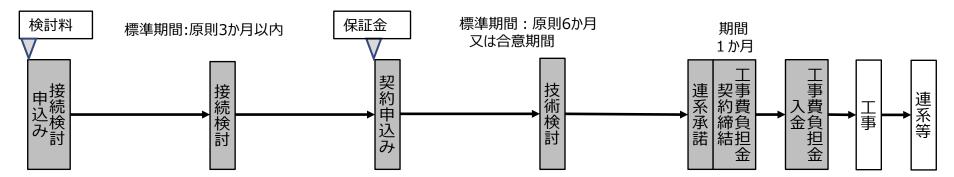
- 一括検討が開始され、一括検討の募集対象エリアに発電設備等の連系先となる送電系統が含まれている場合には、系統連系希望者による契約申込みは受け付けられません(ただし、同一括検討への応募申込みは行うことができます)。
- ▶ 一括検討に申し込まなかった系統連系希望者は、一括検討の完了又は中止後、改めて接続検討申込みを 行うこと(検討料の支払い含む。)が必要となります。



<契約申込みとは>(必須)

- 系統連系希望者は、接続検討の回答内容を踏まえた上で、送電系統への連系等を希望する場合は、一般 送配電事業者又は配電事業者に対し、契約申込みを行わなければなりません。
- ➤ 系統連系希望者は契約申込みと併せて保証金(算定方法は本機関のウェブサイトで公表します)を支払う必要があります。
- ▶ また、一般送配電事業者又は配電事業者は、契約申込み受付時点をもって、連系予約※10を行います。
- ▶ 一般送配電事業者又は配電事業者は、契約申込みの受付日から原則6か月又は系統連系希望者と合意した期間以内に、検討結果を回答※11、12、13します。接続検討の回答結果と異なる場合には、差異が生じた旨及びその理由を回答します。
- ▶ ノンファーム型接続での契約申込みに際しては、同意書の提出が必要となります(10kW未満の低圧を除く)。 なお、当該同意書は準備の整った各一般送配電事業者から順次廃止予定です。
- ※10 発電設備等が送電系統(連系線を除く。)へ連系等されたものとして取り扱うことをいい、高圧以下の送電系統その他の技術及び運用面の観点から容量確保が必要な送電系統において暫定的に送電系統の容量を確保することを含む。
- ※11 低圧の送電系統への連系等を希望する場合は原則 1 か月となります。
- ※12 系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答である場合は、これを「連系承諾」といいます。
- ※13 連系承諾後の工事等で変動する可能性があり、本回答をもって工事費等を確約するものではありません。

〔接続検討申込み~連系等までのイメージ〕



<保証金(デポジット)について>

- > 系統連系希望者が支払った保証金は工事費負担金に充当されます。
- ▶ 一般送配電事業者又は配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、以下に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還します。
 - 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと
 - 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと
 - その他正当な理由が生じたこと
- ▶ 上述の保証金を返還する事情に該当しない場合、系統連系希望者が支払った保証金は没収されますので ご留意ください。
- 契約申込み以降に系統連系希望者の責で契約申込みを取り下げた場合、保証金とは別に発生した実費費用の支払いが必要となる場合があります。

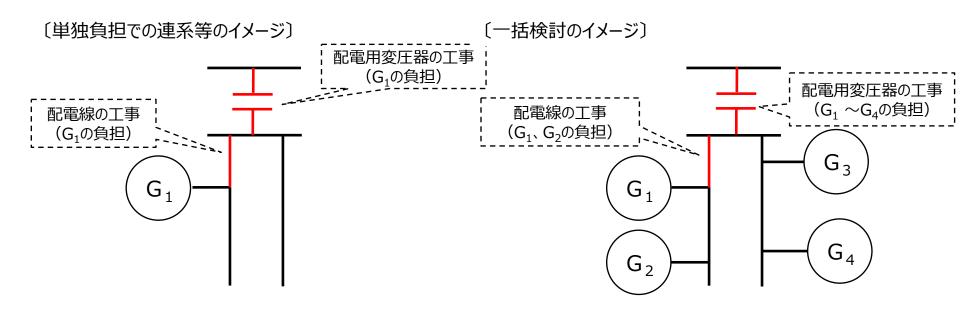
<工事費負担金契約締結> (必須)

- 系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければなりません。※14
- ▶ 工事費負担金の支払い後、系統連系希望者と一般送配電事業者又は配電事業者は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行います。
- ※14 一般送配電事業者又は配電事業者は、系統連系希望者が連系承諾後1か月を超えて工事費負担金 契約を締結しない場合、工事費負担金契約に定められた工事費負担金を支払わない場合、連系承諾 の通知時点をもって確定した連系予約を取り消しますのでご留意ください。

電源接続案件一括検討プロセスについて (原則、配電用変圧器及び特別高圧の配電設備の場合)

<一括検討とは>

- 系統連系希望者が、発電設備等を送電系統に連系等するにあたり、一般送配電事業者又は配電事業者に接続検討申込みを行った結果、原則、配電用変圧器や特別高圧の配電設備の容量が不足し、増強工事が必要となる場合があります。このような場合、仮に近隣で系統連系希望者がいるにもかかわらず、単独での連系等を前提に増強工事を行うと継ぎ接ぎの非効率な系統整備となる恐れがあります。また、工事費負担金が高額である場合には、単独負担を前提とすると工事費負担金を支払うことが困難であるとして、系統連系等が進まない状況となる恐れもあります。そこで、近隣の案件も含めた対策を立案し、そこでの連系等を希望する系統連系希望者で増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備等を図ることを目的とする手続です。
- ▶ 一括検討は、一括検討の対象となり得る設備を運用する一般送配電事業者又は配電事業者を中心に、 関係する一般送配電事業者や配電事業者が協力して主宰します。



<本機関、若しくは一般送配電事業者又は配電事業者による一括検討の開始>

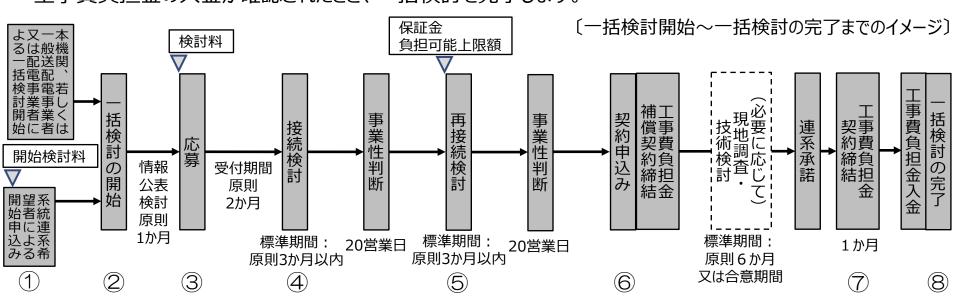
▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的 な系統整備の観点等から一括検討を開始することが必要と判断した場合や本機関からの要請を受けた場合、 一括検討を開始します。

<系統連系希望者による一括検討の開始>

系統連系希望者が一括検討開始申込みを行い、一般送配電事業者及び配電事業者が効率的な系統整備の観点等から一括検討を開始することが必要と判断した場合に、一括検討が開始されます。

<一括検討の開始以降の流れ>

系統連系希望者は、応募申込みを行う場合は接続検討に関わる検討料を支払い、再接続検討申込みを行う場合は負担可能上限額の申告及び保証金(算定方法は本機関のウェブサイトで公表します)の支払いを行い、契約申込みに伴い申込み先の一般送配電事業者又は配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結する必要があります。その後、工事費負担金契約を締結後、全ての系統連系希望者からの工事費負担金の入金が確認されたとき、一括検討を完了します。



<効率的な系統整備の観点等とは>

- 系統連系希望者の連系等が繰り返し行われることで、非効率な系統整備になること等を回避することを意図しています。そのため、一般送配電事業者及び配電事業者は、複数の系統連系希望者の応募の蓋然性が高いと見込まれると判断した場合は、一括検討を開始します。
- なお、一般送配電事業者及び配電事業者は、繰り返しの系統整備が見込まれない場合(配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備等)や複数の系統連系希望者の応募の蓋然性が低いと判断できる場合には、一括検討を開始せず、開始申込みをした系統連系希望者に対し、契約申込みその他の適切な対応を行うよう求めます。

系統連系希望者は、接続検討回答において系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、申込み先の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、開始検討料を支払うこと等を前提に、一括検討開始申込みを行うことができます。



- ▶ 申込み先となる一般送配電事業者又は配電事業者は、一括検討開始申込書に必要事項が記載されていること及び開始検討料が入金されていることを確認の上、開始申込みを受け付けます。
- → 一般送配電事業者及び配電事業者は、開始申込みを受付後、開始申込みの内容を確認し、効率的な系統整備の観点等から一括検討を開始することが必要と判断した場合は、一括検討の開始に必要な前提条件を定め、速やかにその内容を一般送配電事業者及び配電事業者のウェブサイトに公表し、一括検討を開始します。

<開始に必要な前提条件>

- 開始申込みした系統連系希望者が単独で連系等した場合の増強の概要(増強パターン1)
- 開始情報、募集対象エリア、スケジュール等その他必要な事項

〔募集対象エリアのイメージ〕

市町村	詳細地域
〇〇市〇〇区	【一部】 〇〇、△△、□□
〇〇市△△区	【全域】

<一括検討開始申込みを行うことができる条件とは>

- ▶ 接続検討において、系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合、一般 送配電事業者又は配電事業者に対し、一括検討開始申込みを行うことができます。※15
- ※15 ただし、以下の場合は、一括検討開始申込みを行うことはできません。
 - 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において一括検討が開始された場合
 - 接続検討の回答日から1年を経過した場合

一括検討開始の対象となり得る設備(以下「一括検討開始対象設備」という。」は、原則、配電用変圧器及び特別高圧の配電設備となります。なお、効率的な系統整備の観点等から、以下の設備は、一括検討開始の対象となり得る設備の対象外とします。

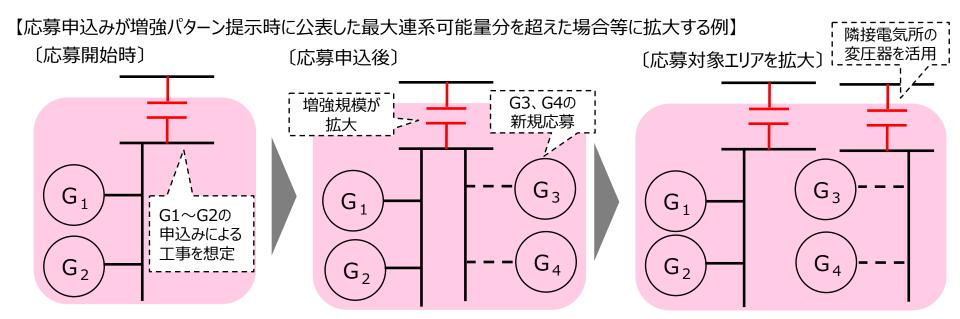
- ・発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に新設する設備
- ・配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備
- ・N-1故障時に発電抑制を実施できるようにするための設備

<応募>

- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、一括検討の開始を公表した日から原則1か月以内に、応募が想定される全ての系統連系希望者が募集対象エリアに連系等した場合の増強の概要等を検討・作成し、一般送配電事業者及び配電事業者のウェブサイトに公表するとともに、応募申込みの受付を開始します。
- ▶ 応募申込みに関する書類の受付期間は、応募申込みの受付開始を公表した日から原則2か月とします。

<募集対象エリアを拡大する場合>

→ 一般送配電事業者及び配電事業者は、受付した応募申込みの最大受電電力の合計が想定を上回る場合等は、応募申込みの締切後であっても、効率的な系統整備の観点等から、募集対象エリアを拡大することができ、その場合は、拡大した募集対象エリアにて一括検討を再度開始します。



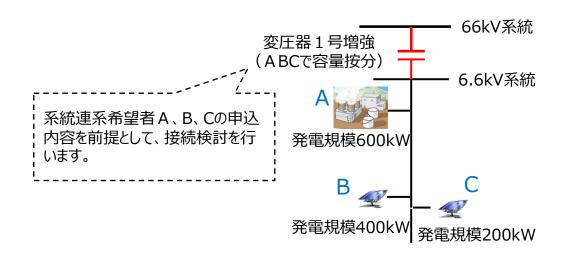
丁事要の共用設備

系統連系希望者は、応募申込みの受付開始後、接続検討に関わる検討料を支払っていいただくこと等を前提に応募申込みを行うことができます。



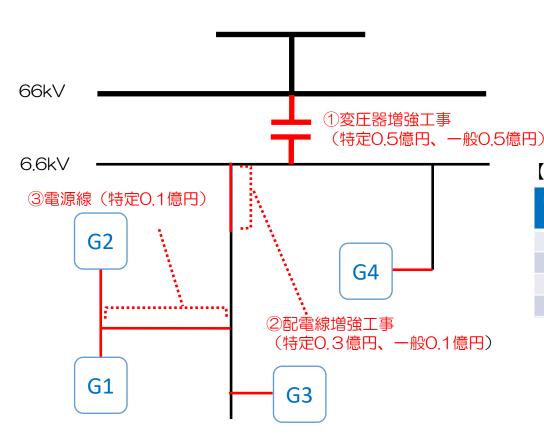
- ▶ 申込み先となる一般送配電事業者又は配電事業者は、応募申込書及び接続検討申込書に必要事項が記載されていること及び検討料が入金されていることを確認の上、応募申込みを受け付けます。
- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、受付した全ての系統連系希望者の接続検討の申込内容を前提に接続検討を実施し、一般送配電事業者又は配電事業者は、原則、3か月以内(申込件数が著しく多い等の理由で超過する場合があります。)に検討結果を回答します。
- ▶ 応募申込みの受付件数が1件の場合でも一括検討を継続します。

〔接続検討の実施イメージ〕



- 一般送配電事業者又は配電事業者は、系統連系希望者の事業性判断等の一助となるよう、一括検討全体の工事概要、連系可能量、工事費及び他の応募申込みを受付した系統連系希望者の情報(最大受電電力、連系電圧、連系点等)を含めた申込状況等を接続検討回答書※16に添付します。
- ※16後述の再接続検討の回答にも添付します。

〔接続検討回答に添付する情報のイメージ〕



【G1に提示する申込状況例】

申込者	連系	最大受電	連系 電圧	工事後0	D設備を共	用する者
者	点	電力		1	2	3
G1	00	1,000 k W	$\bigcirc\bigcirc$ kV	0	0	0
G2	$\triangle \triangle$	1,000 k W	$\bigcirc\bigcirc$ kV	0	0	0
G3		1,000 k W	$\bigcirc\bigcirc$ kV	\circ	\circ	_
G4	00	1,000 k W	$\bigcirc\bigcirc$ kV	0	_	_

- ▶ 接続検討の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、接続検討の回答日から起算して、20営業日以内に負担可能上限額の申告及び保証金の支払いを行うこと等を前提に再接続検討申込みを行うことができます。
- ▶ 申込み先となる一般送配電事業者又は配電事業者は、再接続検討申込書及び負担可能上限額申告書に必要事項が記載されていること及び保証金が入金されていることを確認の上、再接続検討申込みを受け付けます。
- ▶ 一般送配電事業者又は配電事業者は、受付した全ての再接続検討申込み内容を前提に再接続検討を 実施し、3か月以内(辞退扱いの発生等の理由により超過する場合があります。)に検討結果を回答します。

<負担可能上限額について>

- 再接続検討申込みを行ったにもかかわらず再接続検討中において辞退者が発生した場合、工事費負担金の再算定を行いますが、都度負担確認が必要となり、また、接続検討の回答内容よりも工事費負担金が増加して更なる辞退者が生じる場合があり、これが繰り返されると一括検討の完了時期が大きく遅延します。
- このため、辞退者が発生した場合の工事費負担金の増加に備えて、負担可能上限額を予め申告いただき、工事費負担金が負担可能上限額以下の場合は負担可能、負担可能上限額超過の場合には原則辞退したものとして取り扱う(以下「辞退扱い」という。)ことで、都度の負担確認を不要とし、一括検討完了の早期化を図ります。
- 負担可能上限額は原則変更できませんので、事業性等から投資可能な額を申告ください。申告する負担可能上限額に上下限はありません。
- ▶ 申告された負担可能上限額の系統連系順位に関する取扱い詳細は「⑪系統連系順位が必要な場合の取り扱い」、また、補償金に関する取扱い詳細は「⑭補償金の基本的な考え方」をご参照ください。

<保証金(デポジット)について>

- ▶ 再接続検討申込みを行ったにもかかわらず再接続検討中において辞退者が発生した場合、工事費負担金の再算定による検討期間の延長が生じる等、他の系統連系希望者が不利益を被ります。これの抑止及び空押さえの防止のため、保証金(算定方法は本機関のウェブサイトで公表します)を支払っていただきます。
- ▶ 一般送配電事業者又は配電事業者は、系統連系希望者が工事費負担金契約を締結し、工事費負担金 を入金した場合は、当該系統連系希望者が支払った保証金を当該系統連系希望者が負担する工事費負 担金に充当します。
- ▶ 一般送配電事業者又は配電事業者は、再接続検討開始後、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者が支払った保証金を没収します。
- ただし、系統連系希望者が工事費負担金契約を締結する前に、次に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がある場合、一般送配電事業者又は配電事業者は、当該系統連系希望者が支払った保証金を返還します。
 - 工事費負担金の額が申告した負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合
 - 再接続検討及び技術検討の回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを 理由に、当該再接続検討又は技術検討の回答日から起算して20営業日以内に一括検討を辞退 する場合
 - 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
 - 一括検討が中止された場合
- ▶ 一般送配電事業者又は配電事業者は、工事費負担金補償契約締結を締結した系統連系希望者が辞退 又は辞退扱いとなった場合、当該系統連系希望者から没収した保証金を、当該系統連系希望者と締結し た工事費負担金補償契約に基づく補償金に充当します。補償金についての詳細は「⑭補償金の基本的な 考え方」をご参照ください。
- ▶ 工事費負担金契約締結時に、没収した保証金を概算工事費に充当すること等の詳細は「⑦工事費負担金契約締結・入金~⑧一括検討の完了」をご参照ください。

<留意事項(発電設備等の設置場所の重複について)>

- 系統連系希望者は、再接続検討申込み前までに可能な限り地権者等と調整を行い、他の系統連系希望者と発電設備等設置場所が重複しないよう努めてください。
- → 一般送配電事業者又は配電事業者は、再接続検討申込みを受付した結果、発電設備等の設置場所が重複している系統連系希望者が確認された場合※17、当該系統連系希望者へ発電場所の重複を通知します※18。その通知を受けた系統連系希望者は、他の重複する系統連系希望者や地権者等と調整を行ってください。
- → 一般送配電事業者又は配電事業者は、再接続検討開始後、発電設備等の設置場所の重複を解消するために辞退することになった場合においても、保証金と工事費負担金補償契約の取り扱いは変わらないものとし、その辞退は系統連系希望者の責による辞退とします。
- ※17 系統連系希望者が提出した書面(電磁的方法を含む。以降も同じ。)上の記載(申込み時の発電設備等の設置場所の住所等や接続検討申込み時の図面等)等から地点重複が確認された場合に限ります。なお、一般送配電事業者又は配電事業者が、地点重複の有無について網羅的な確認を行うものではなく、また、その正確性の確認をしたものではありません。
- ※18 調整に必要となるため、一般送配電事業者又は配電事業者は、発電設備等の設置場所が重複する系統連系希望者に対し、他の重複する系統連系希望者の連絡先等を提供します(系統連系希望者の連絡先等の提供について、一般送配電事業者又は配電事業者は、関係する系統連系希望者への事前・事後の確認等を行いません)。

- 再接続検討の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、再接続検討の回答日から起算して20営業日以内に、申込み先の一般送配電事業者又は配電事業者と工事費負担金補償契約を締結すること等を前提に、契約申込みを行わなければなりません。
- ▶ 申込み先となる一般送配電事業者又は配電事業者は、契約申込書、工事費負担金補償契約書 (以下「補償契約」という。)及び負担可能上限額再申告書※19に必要事項が記載されていること及び 必要となる保証金が入金されていること(ただし、追加の保証金が不要な場合は除く。)を確認の上、 契約申込みを受け付けます。
- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、契約申込みに対する回答のために現地調査が必要と判断した場合は、現地調査を実施します。なお、現地調査の実施にあたって、一般送配電事業者及び配電事業者が必要と判断した場合、一般送配電事業者又は配電事業者と系統連系希望者は損害実費弁済契約等を締結します。
- → 一般送配電事業者及び配電事業者は、再接続検討回答以降に辞退又は辞退扱いとなった系統連系希望者が発生した場合又は現地調査の結果等により、技術検討が必要と判断した場合は、受付した全ての契約申込みの内容を前提に技術検討を実施し、原則6か月以内(辞退扱いの発生等の理由により超過する場合があります。)又は契約申込みを受付した系統連系希望者と合意した期間以内に検討結果を回答します。
- ▶ 合意可能な期間が契約申込みをした系統連系希望者ごとに異なる場合は、合意可能な期間の中で最長の期間を合意した期間とします。なお、一般送配電事業者又は配電事業者が必要とする期間より短い期間で回答する場合は、工事費負担金や工期が一括検討完了後に大きく変動する場合があります。
- ※19 再接続検討申込時に申告した負担可能上限額と同額以上の額を申告することができます。

<工事費負担金補償契約>

- 一般送配電事業者又は配電事業者と契約申込みをした系統連系希望者は、契約申込みをした系統連系希望者が辞退することにより、契約申込みを受付した他の系統連系希望者の工事費負担金の再算定が発生したことで、他の系統連系希望者に不利益を与えることを防止するため、工事費負担金補償契約(以下「補償契約」という。)を締結します。
- → 一般送配電事業者又は配電事業者は、契約申込みに対する検討の結果、補償契約を締結した系統連系希望者の工事費負担金の額が契約申込みの際に申告した負担可能上限額以内である場合は、当該系統連系希望者の工事費負担金を確定し、連系承諾を行います。
- 補償契約を締結した系統連系希望者は、当該契約の締結後、辞退した場合、辞退扱いとなった場合 又は一括検討の完了以降に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合は、同契約に基づ き工事費負担金補償金(以下「補償金」という。)を負担します。
- 系統連系希望者に過度の負担とならないよう、一括検討の完了前に、次に掲げる事情が生じた場合その他正当な理由がある場合は、補償契約に基づく支払義務は免除されます。
 - 工事費負担金が負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合
 - 技術検討の回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に、当該 技術検討の回答日から起算して20営業日以内に一括検討を辞退する場合
 - 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
 - 一括検討が中止となった場合
- ▶ 補償契約に基づく補償金については、「⑭補償金の基本的な考え方」をご参照ください。

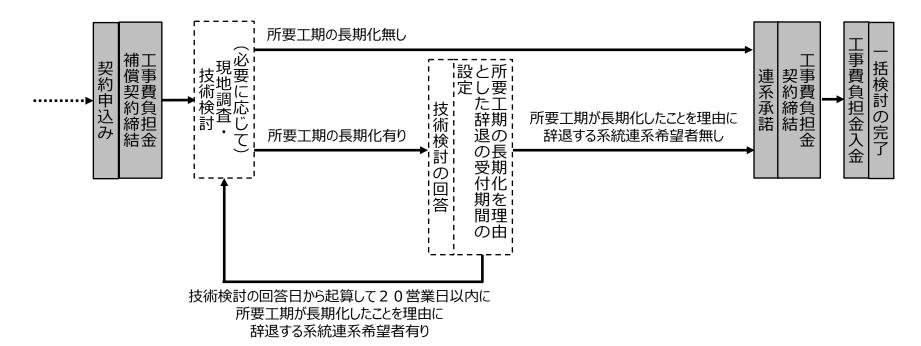
<所要工期が長期化した場合の手続き>

一般送配電事業者又は配電事業者は、技術検討の結果、再接続検討又は前回の技術検討の結果よりも所要工期が長期化する系統連系希望者がいる場合、契約申込みの結果(連系承諾等)を回答する前に、技術検討の結果を契約申込みを受付した全ての系統連系希望者に回答するとともに、長期化を理由とした辞退の受付期間を設けます。



系統連系希望者は、再接続検討又は前回の技術検討の結果よりも所要工期が長期化する回答を受領した場合、技術検討の回答日から起算して20営業日以内に所要工期が長期化したことを理由に辞退を申し込むことができます。その場合は、当該系統連系希望者の保証金は返還されます。

〔技術検討の結果、所要工期が長期化する場合の手続きのイメージ〕

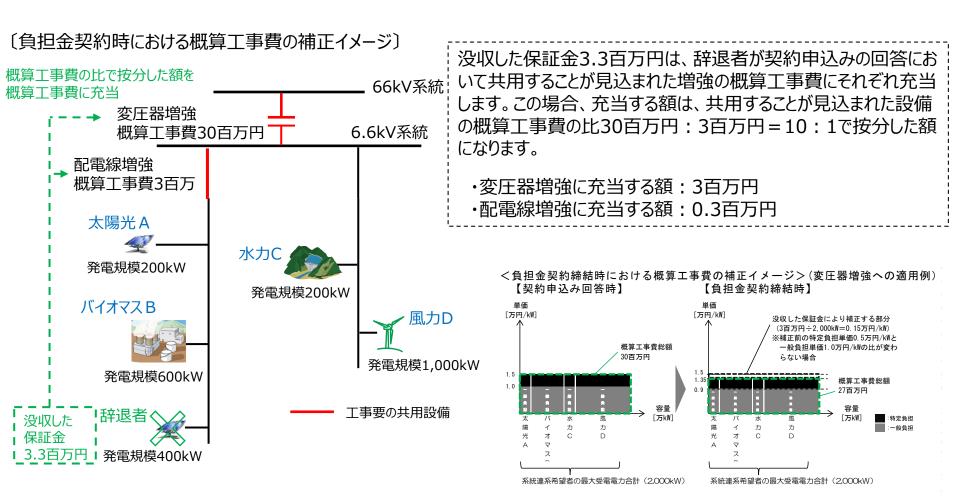


- 契約申込みに対する検討回答にて連系承諾を受領した系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、申込み先の一般送配電事業者又は配電事業者と工事費負担金契約(以下「負担金契約」という。)を締結しなければなりません。
- ▶ 負担金契約を締結した系統連系希望者は、締結した負担金契約に基づき、申込み先の一般送配電 事業者又は配電事業者に対し、工事費負担金を支払います。



- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、以下のいずれかに該当する場合は一括検討を完了とします。
 - 負担金契約を締結した全ての系統連系希望者(一括検討から辞退した又は辞退扱いとなった等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く)から工事費負担金の入金が確認された場合
 - 一括検討に応募申込みした全ての系統連系希望者が、辞退した又は辞退扱いになった等の理由 により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となったことが確認された場合
 - 系統連系希望者から応募申込みが行われなかったことが確認された場合
- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、一括検討の完了後遅滞なく、その結果を一般送配電事業者及び配電事業者のウェブサイトに公表します。

一般送配電事業者又は配電事業者は、契約申込みの回答にて連系承諾を受領した系統連系希望者との 負担金契約締結時に、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者から没収した保証金を充当します。 充当先は、保証金を没収された系統連系希望者が契約申込みに対する回答において共用することが見込 まれた設備の概算工事費とし、充当する額は、共用することが見込まれた設備の概算工事費の比で按分し た額とします。



▶ 一括検討が開始された場合、募集対象エリアの送電系統の連系可能量(現状の容量を含む)が全て確保 されることから、募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みは、原則として、次のとおりの取扱いとなります。

申込内容	取扱内容	補足
事前相談 申込み	原則受付不 可	一括検討によって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、原則受付不可とします。一括検討が完了し、系統状況が確定した後に受付します。 ただし、一括検討の完了前であっても、「発電設備等の設置場所から連系点(想定)までの直線距離」 ^{※20} のみ回答を希望する場合は、受付します。
接続検討 申込み	原則受付不 可	一括検討によって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、原則受付不可とします。一括検討が完了し、系統状況が確定した後に受付します。ただし、発電設備等の変更 ^{**21} を行う場合で、最大受電電力の変更がないとき又は最大受電電力が減少するときは、受付可とします。(要否確認も同様とします。)
契約申込み	原則受付不 可	他の系統連系希望者の接続検討の回答その他一括検討に影響を与えるため、原則受付不可とする。一括検討が完了し、 系統状況が確定した後に受付します。ただし、発電設備等の変更※21を行う場合で、最大受電電力の変更がないとき又は最 大受電電力が減少するときは、受付可とします。

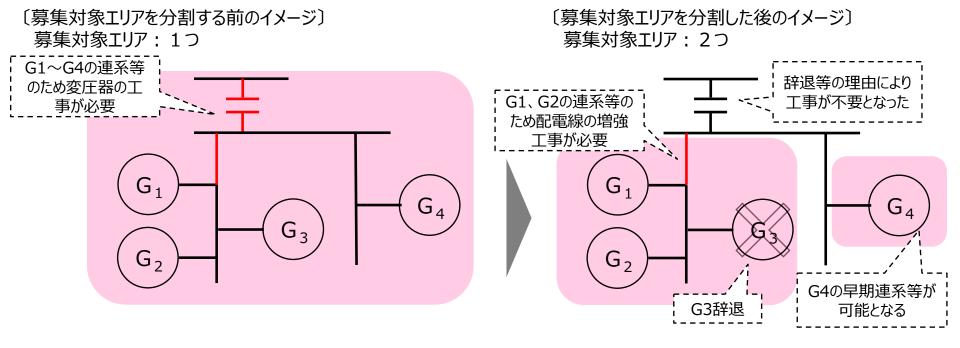
- ※20 高圧の送電系統に連系等する場合は、連系点(想定)から連系等を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路亘長
- ※21 受電設備(遮断器等)、昇圧用変圧器、保護装置(接続検討申込書に記載のあるもの)、通信設備(同左)その他の付帯設備の変更

▶ 一括検討による連系予約*22

	· - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
期間	対象となる送電系統	確保する容量	
一括検討の開始の公表 ^{※23} ~ 応募の受付開始	開始申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	開始申込みを受付した系統連系希望者の 最大受電電力分	
応募の受付開始~ 接続検討	増強パターン提示時に公表した設備及びその上位系統	増強パターン提示時に公表した最大連系可能量分	
接続検討~ 再接続検討	応募申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	応募申込みを受付した系統連系希望者の 最大受電電力の合計分	
再接続検討~ 契約申込み	再接続検討申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	再接続検討申込みを受付した系統連系希望者の最大受電電力の合計分	
契約申込み ^{※24} ~ 連系承諾	契約申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	契約申込みを受付した系統連系希望者の 最大受電電力の合計分	

- ※22 一括検討対象設備を含めたノンファーム型接続が適用されない設備において、暫定的に容量を確保します。ただし、ノンファーム型接続が適用される上位の設備については、暫定的な容量確保は行いません。
- ※23 本機関、若しくは一般送配電事業者又は配電事業合により一括検討を開始した場合、開始に際し必要と判断した送電系統の連系予約を行います。
- ※24 技術検討をやり直す場合は、その都度暫定容量を見直します。

- 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、一括検討における 増強工事の規模等を見直すことができます。
- → 一般送配電事業者及び配電事業者は、一括検討における増強工事の規模等を見直す場合において、 一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対 象エリアを分割(縮小する場合も含む。)することができます。
- ▶ この場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の一括検討が開始されているものとして取り扱います。

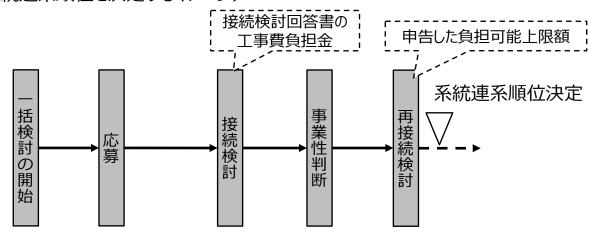


- → 一括検討においては、入札がなく、系統連系順位は原則同順位であり共用する設備の工事費は最大受電電力の比で按分した金額になります。
- ▶ しかしながら、系統連系順位を決定する必要がある場合※25は、一般送配電事業者及び配電事業者は、 系統連系順位を、「負担可能上限額余剰分単価」が高い順に順位を決定します。
- 系統連系順位は、再接続検討時に決定し、以降変更しません。
- ※25 詳細は次頁以降をご参照ください。

負担可能上限額余剰分単価 [円/kW]

- =(負担可能上限額※26[円](消費税等相当額含む)
 - 工事費負担金^{※27} [円] (消費税等相当額含む))/最大受電電力 [kW]
- ※26 系統連系希望者が再接続検討申込み時に申告した負担可能上限額とします。
- ※27 応募申込みを受付した全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした接続検討の回答書に記載している工事費 負担金とします。

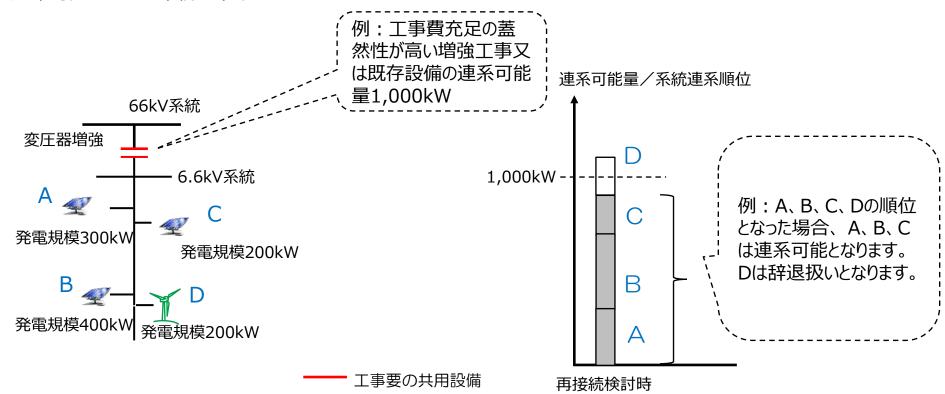
〔再接続検討時に系統連系順位を決定するイメージ〕



系統連系順位の決定が必要となる場合

- a. 増強工事の規模縮小等により、一部の系統連系希望者が連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合において、連系等を行うことができる系統連系希望者を決定するとき※28
- b. 全ての系統連系希望者が辞退又は辞退扱いになる場合において、既存の送電系統に増強工事を要せずに連系可能な系統連系希望者を決定するとき

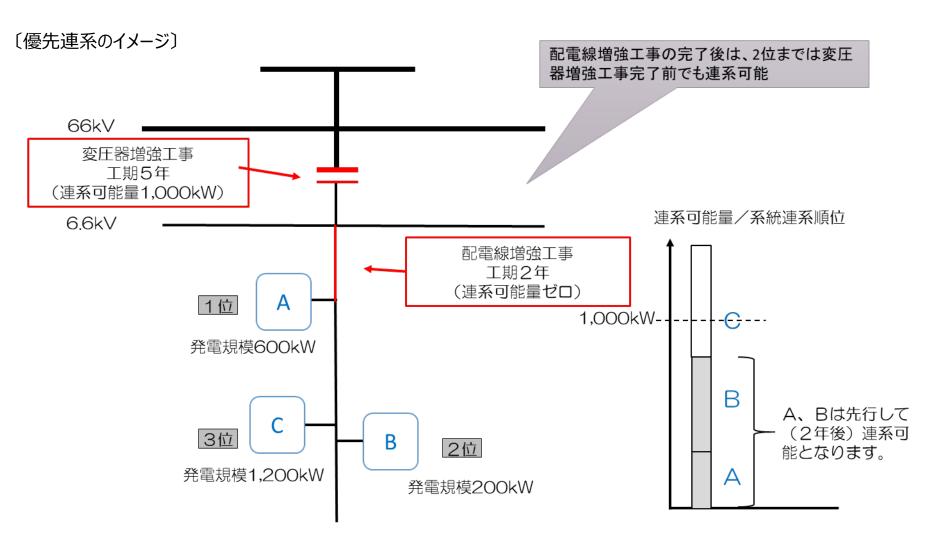
〔連系可能量以内の系統連系希望者を決定するイメージ〕



※28 詳細は「⑫工事費充足の蓋然性が高い増強工事が必要となる場合の取り扱い」をご参照ください。

系統連系順位の決定が必要となる場合

c. 全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事の完了前に連系可能量がある場合において、当該工事の完了前に連系可能となる系統連系希望者を決定するとき

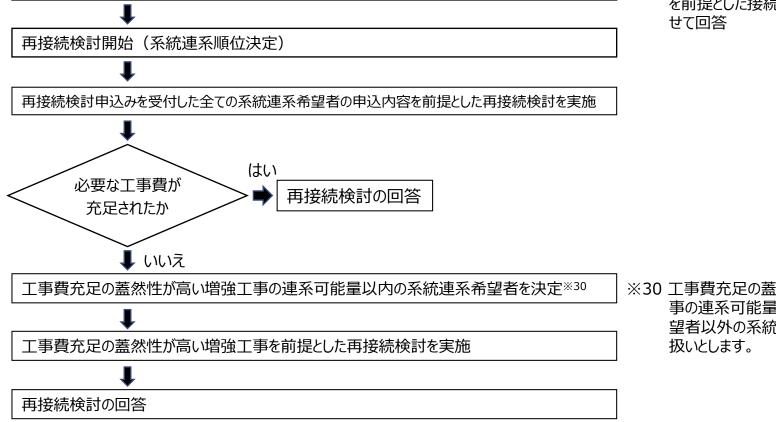


- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者が全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした接続検討を実施した結果、全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事の費用が高く、必要な工事費が充足される蓋然性が低いと判断した場合は、当該工事の代替案として、極力多数の系統連系希望者が連系等を行える増強工事(以下「工事費充足の蓋然性が高い増強工事」という)の検討を実施します。
- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、工事費充足の蓋然性が高い増強工事を検討する場合は、当該 増強工事にて連系等を行うことができる可能性のある系統連系希望者に対し、全ての系統連系希望者の 連系等を前提とした接続検討結果及び当該増強工事を前提とした接続検討結果の双方を回答します。
- ▶ また、当該増強工事を前提とした接続検討の回答においては、想定し得る様々な工事費負担金概算のうち一例だけを一義的に提示することよりも、他の系統連系希望者の辞退及び連系等を行う組み合わせを考慮した負担金の規模感を申込者自らで判断することができるよう一括検討全体の工事概要、連系可能量、工事費及び他の応募申込みを受付した系統連系希望者の情報(最大受電電力、連系電圧、連系点等)を速やかに提示することにより、検討期間の短縮に努めます。
- ▶ 接続検討における工事費充足の蓋然性が高い増強工事の規模の基本的な考え方は以下のとおり。
 - a. 工事費充足の蓋然性が高い増強工事の規模は必要な工事費が充足される蓋然性が高いと見込まれる規模のうち最大規模とします。
 - b. 一部の系統連系希望者が共用する設備(以下「その他共用設備」という。)の増強規模は、a.の規模以下とします。その上で、その他共用設備を共用する系統連系希望者の最大受電電力の合計等を勘案し適切な増強規模とします。

一般送配電事業者及び配電事業者は、接続検討の回答において工事費充足の蓋然性が高い増強工事 を回答し、かつ、全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした再接続検討を行い必要な工事費が充足 しなかった場合には、系統連系順位にしたがって工事費充足の蓋然性が高い増強工事の連系可能量以内 の系統連系希望者を決定し、それ以外の系統連系希望者を辞退扱いとします。

〔再接続検討において丁事費充足の蓋然性が高い増強丁事の検討を実施する場合のイメージ〕

接続検討において丁事費充足の蓋然性が高い増強丁事の検討結果を回答※29

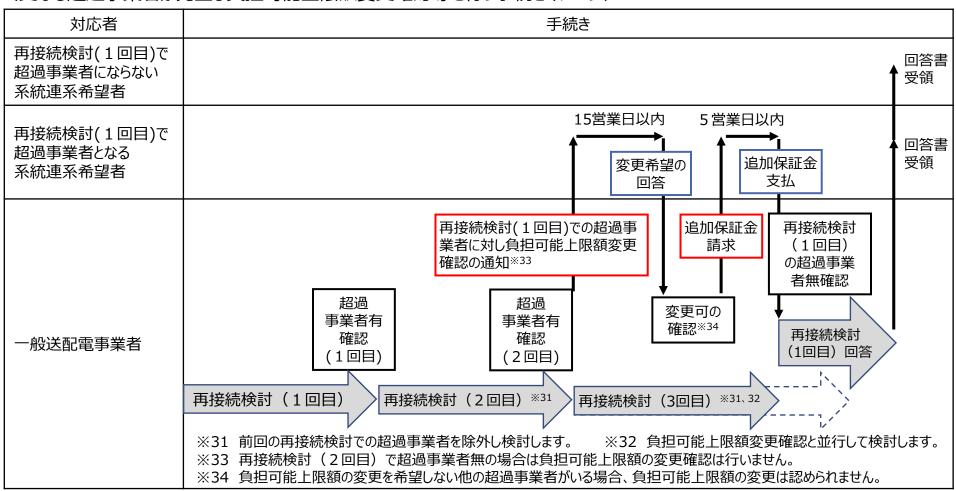


※29 全ての系統連系希望者の申込内容 を前提とした接続検討の結果も合わ

※30 丁事費充足の蓋然性が高い増強丁 事の連系可能量以内の系統連系希 望者以外の系統連系希望者を辞退

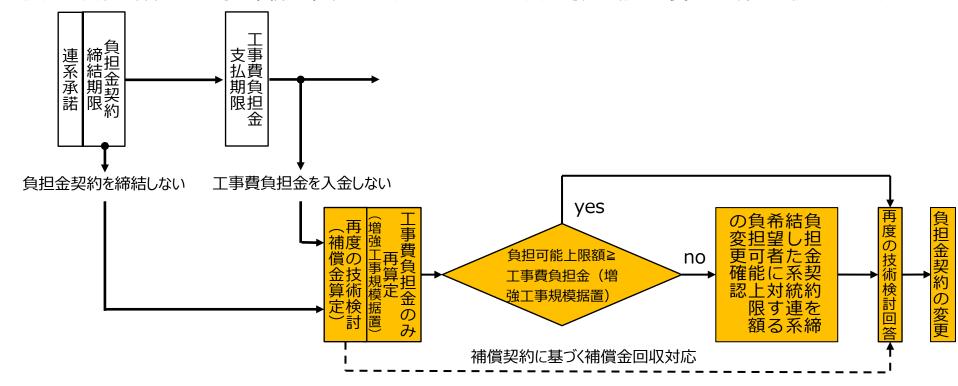
- ▶ 再接続検討時及び契約申込時に申告した負担可能上限額は原則変更できません。
- ▶ ただし、一般送配電事業者及び配電事業者は、再接続検討又は技術検討の結果、工事費負担金が負担可能上限額を超過する系統連系希望者(以下「超過事業者」という。)が発生し、当該超過事業者を除外した再接続検討等の結果、更なる超過事業者が発生する場合は、超過事業者の連鎖による検討期間の長期化を防ぐため、必要な工事費が充足されるよう負担可能上限額の変更確認を行います。

〔更なる超過事業者が発生し負担可能上限額変更確認等を行う手続きイメージ〕



- 一般送配電事業者及び配電事業者は、負担金契約を締結しない、又は負担金契約を履行しない系統連系希望者が発生した際に、再算定した工事費負担金が負担可能上限額を超過する系統連系希望者が見込まれる場合、負担金契約を履行した系統連系希望者に対し、必要な工事費が充足されるよう負担可能上限額の変更確認を行います。
- → 一般送配電事業者及び配電事業者は負担金契約を締結しない及び工事費負担金を入金しない系統連系希望者に対し、補償契約に基づく対応を行いますが、補償金が支払われていない場合においても、変更した負担可能上限額を前提とした上で、再度の技術検討により再算定された工事費負担金等に基づき負担金契約を履行した系統連系希望者との負担金契約を変更することとし、プロセスの早期完了を目指します。

〔負担金契約を締結しない等の系統連系希望者が発生したことにより負担可能上限額を変更する際の手続きイメージ〕



<補償金の上限>

補償金の上限は、補償契約を締結した系統連系希望者が申告した負担可能上限額とします。

<補償金の額>

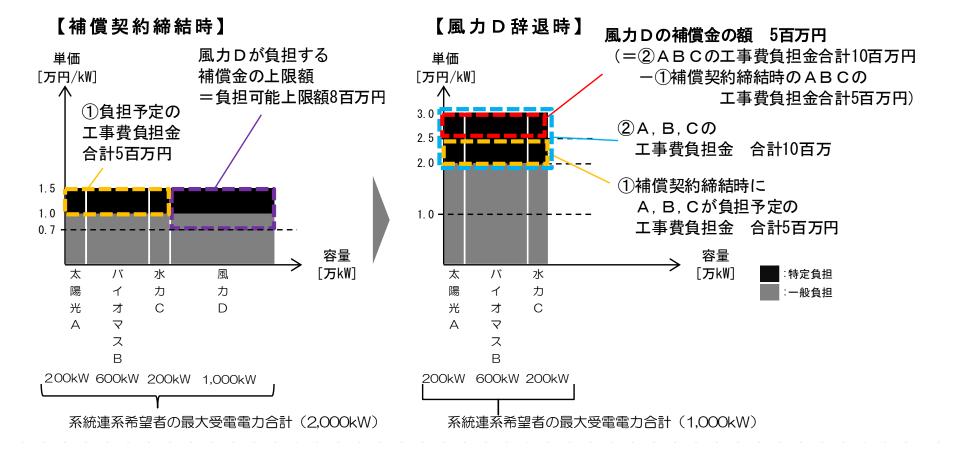
- ▶ 補償金の額は、他の系統連系希望者と共用する設備に係る工事に関し、補償金を負担する系統連系希望者(辞退者)を除外して算定した系統連系希望者の工事費負担金と、他の系統連系希望者が補償契約締結時に負担する予定であった工事費負担金※35との差額とします。
- ≱ 詳細は次頁をご参照ください。
- ※35 既に別の系統連系希望者の辞退が発生し、工事費負担金を変更した場合は、当該変更後の工事費負担金とします。

▶ 下図は、補償契約を締結した風力 Dが辞退した場合、風力 Dが、負担可能上限額 8 百万円を上限に、風力 D 辞退(除外)時の他の系統連系希望者の工事費負担金合計 1 0 百万円から補償契約締結時の工事費負担金合計 5 百万円を差し引いた 5 百万円を補償することにより、他の系統連系希望者の工事費負担金が変わらないことを示しています。

く辞退者が負担する補償金のイメージ>

[前提条件]

費用負担ガイドラインに基づく設備更新による受益分を考慮し、風力D辞退前後で特定負担率が変わらないケース

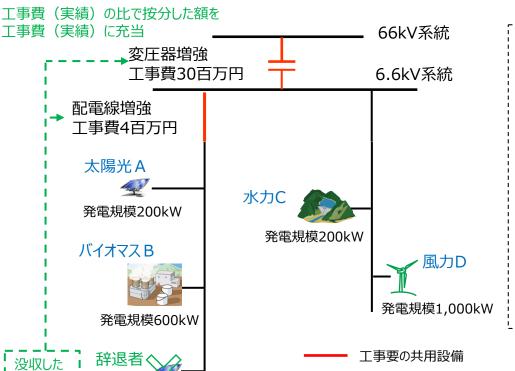


- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者から没収した保証金を充当します。充当先は、保証金を没収された系統連系希望者が工事完了により確定した工事において共用することが見込まれた設備の工事費とし、充当する額は、共用することが見込まれた設備の工事費の比で按分した額とします。
- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者が入金した工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金の差額を精算します※36。
- ※36 一括検討完了後の調査測量や工事の結果として、工事費負担金が増減することがあります。

〔工事完了後における工事費の補正イメージ〕

▮3.3百万円

発電規模400kW



没収した保証金3.3百万円は、辞退者が工事完了により確定した工事において共用することが見込まれた変圧器増強及び配電線増強工事の工事費に充当します。この場合、充当する額は、工事費の比30百万円:4 百万円:15:2で按分した額になります。

・変圧器増強に充当する額:約2.9百万円 ・配電線増強に充当する額:約0.4百万円

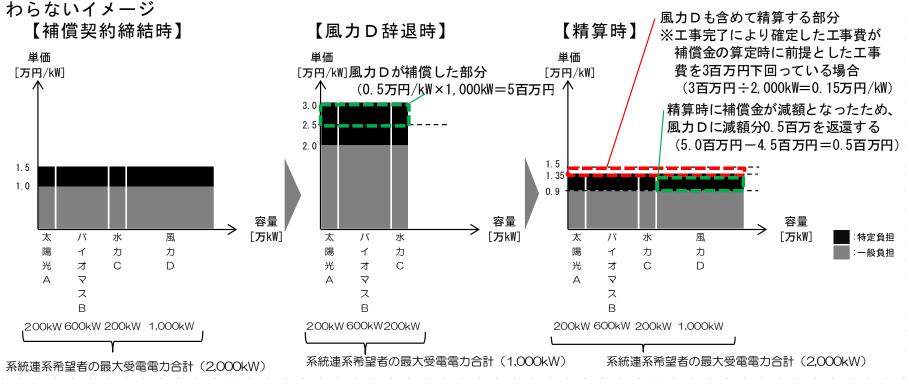
なお、没収した保証金は負担金契約時に概算工事費 に充当していますが、工事完了後の工事費(実績)に 基づき充当した額を見直します。その際の充当先、充当 額の考え方は負担金契約時と同じです。

<工事完了後における補償金の精算(減額となった場合)>

→ 一般送配電事業者及び配電事業者は、補償金を負担した系統連系希望者がいる場合で、工事完了により確定した工事費が、補償金の算定時に前提とした工事費を下回っていることにより、補償金の減額が生じているときは、当該系統連系希望者も含めて精算します。ただし、優先的な返金(一括検討の手続等10.9(2)参照)により、当該設備に係る補償金が全て返還されている場合は除きます。

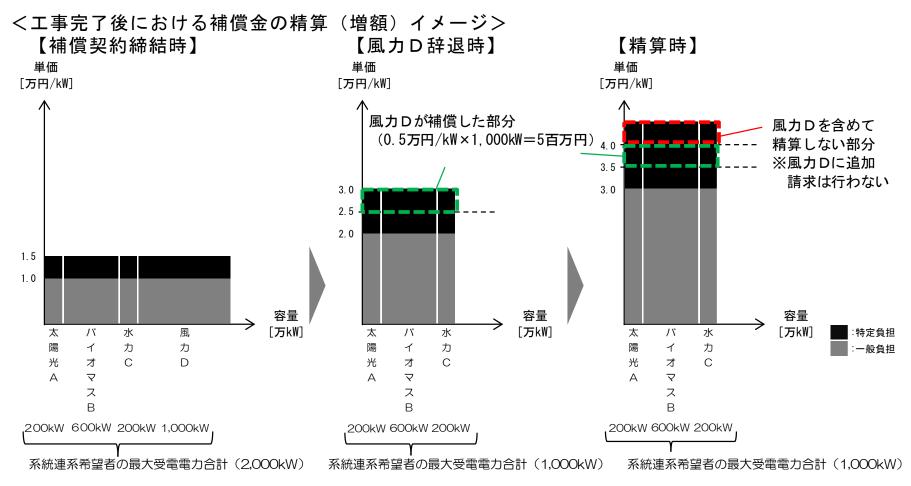
<工事完了後における補償金の精算(減額)イメージ>

費用負担ガイドラインに基づく設備更新による受益分を考慮しており、風力D辞退前後で特定負担率が変



<工事完了後における補償金の精算(増額となった場合)>

▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、補償金を負担した系統連系希望者がいる場合で、工事完了により確定した工事費が、補償金の算定時に前提とした工事費を上回っている場合は、当該系統連系希望者が負担した補償金を超過する差額の精算は行いません。

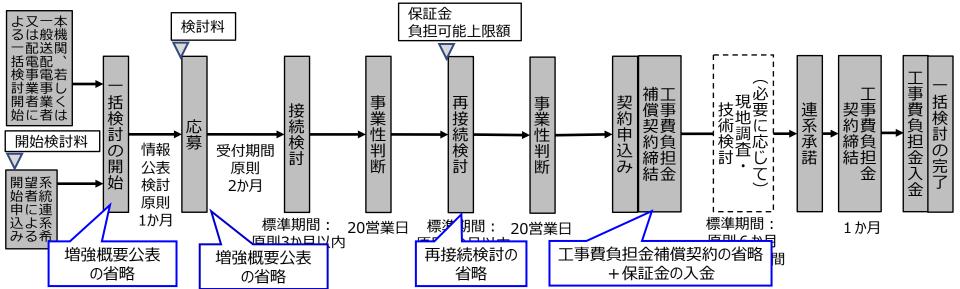


<補償契約を履行しない系統連系希望者に対する措置>

- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、開始申込みをした又は応募申込みをした系統連系希望者が、他の一括検討又は過去の電源接続案件募集プロセス※37において、工事費負担金補償金を、支払期日までに支払わなかったことがある場合には、当該系統連系希望者に対し、当該一括検討に関する第三者の支払保証書類等(金融機関の債務保証等、他の系統連系希望者に影響がないことを担保するもの)を提出するよう求めます。
- 系統連系希望者が第三者の支払保証書類等の求めに応じない場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、当該系統連系希望者の開始申込みは受付しません。
- ※37 電源接続案件募集プロセスの募集要綱において、第三者の支払保証に関して記載がある案件に限ります。

- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、一括検討における検討において増強工事が不要となった等の理由により、一括検討における手続(接続検討、再接続検討、負担可能上限額申告及び補償契約締結等)の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したとき、一括検討における手続の一部を省略いたします。
- このうち、再接続検討の手続を省略する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、一括検討における契約申込手続の内容を通知いたします。その契約申込手続の通知日より、契約申込みの受付を開始します。
- 系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、引き続き募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、契約申込手続の通知日から起算して、20営業日以内に保証金の支払いを行うこと等を前提に契約申込みを行うことができます。
- → 一般送配電事業者及び配電事業者は、契約申込書に必要事項が記載されていること及び保証金が入金されていること(保証金が不要な場合を除く。)を確認の上、契約申込みを受け付けます。

<一括検討プロセスにおける手続き省略イメージ>



休廃止等手続に伴う系統アクセス業務について

- 発電設備等の設置者は、発電設備等の最大受電電力が減少する場合や休廃止を決定した場合は、 速やかに一般送配電事業者に契約内容の変更または終了に係わる手続きを行わなければなりません。
- ▶ 一般送配電事業者は、休廃止等手続により、送電系統への電力の流入量の最大値が10万キロワット 以上減少することが確実に見込まれるときは、減少する電力の流入量の最大値、減少する時期及び電力の流入量が減少する送電系統を、速やかに一般送配電事業者のウェブサイトに公表します。

契約申込み (発電事業者)

廃止申込

最大受電電力の減少申込

供給計画のうち、休廃止計画(広域機関)

廃止計画

長期計画停止

送配電等業務指針第107条の 規定により、発電事業者が申込 業務規程第32条の規定により、広域機関から共有

電力の流入量減少判定(一般送配電事業者)

- 下記休廃止等手続により、送電系統への電力の流入量の最大値が10万kW以上減少が見込まれるか判定
 - A.発電事業者からの廃止申込み
 - B.発電事業者からの最大受電電力の減少申込み
 - C.長期計画停止電源を非稼働電源として扱う

ウェブサイトへの公表 (一般送配電事業者)

■ 10万kW以上減少が見込まれる場合には、12か月間、減少 する電力の流入量の最大値等をウェブサイトに公表

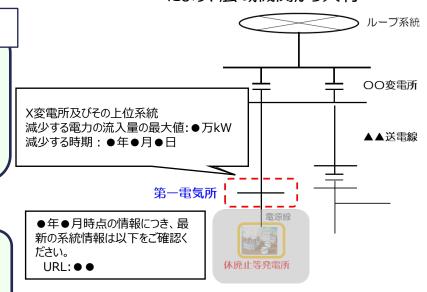


図 一般送配電事業者 公表イメージ

<一般送配電事業者による聞き取り>

- ▶ 一般送配電事業者は、最大受電電力10万キロワット以上の既連系の発電設備等の設置者により、発電設備等の主要機器更新があった場合には、書面にて以下の内容について聞き取りを行います。(聞き取りにおける書面の例は次スライドのとおりとし、発電設備等の設置者は書面にてご回答ください。)
 - 申込みの年度の前々年度から翌々年度までの合計5年度における同一発電場所における他の工事 実績及び計画(予定分を含む)
- ▶ 一般送配電事業者は、上記聞き取りを行った結果、発電設備等の全面更新と見なせる場合には、減少する電力の流入量の最大値、減少する時期及び対象送電系統を、速やかに一般送配電事業者のウェブサイトに公表します。

〔休廃止等手続の対象と手続き〕

休廃止等手続	具体的な休廃止等手続の対象(概要)	系統連系希望者の手続	
廃止申込み	最大受電電力が10万kW以上連系された 発電設備等の全面更新 (一部更新は対象外)、 全面更新に伴う発電種別変更 (例:火力⇒風力等)及び発電設備等の廃止	契約の終了 に係る 契約申込み	
	最大受電電力が10万kW以上連系された 一部の発電設備等の全面更新 (例:2号発電機全面更新)	契約内容の変更 に係る 契約申込み	
最大受電電力 減少申込	最大受電電力減少申込みを受付けて、送電系統への電力の流入量の最大値が10万kW以上減少することが確実に見込まれるとき。	契約内容の変更 に係る 契約申込み	
長期計画停止電 源を非稼働電源 扱い	一般送配電事業者が、長期計画停止電源を非稼働電源扱いとし、送電系統への電力の流入量の最大値が10万kW減少することが確実に見込まれるとき。	- (当機関より一般送配電 事業者に共有)	

く聞き取りに対する書面の例> ※本機関「系統アクセス手続きで用いる様式集」を参照ください。

10万kW以上の設備容量をもつ発電場所において、 発電設備等の主要機器更新があった場合

○○株式会社 御中

平 月 日

申込者 所在地

名称及び代表者の氏名

印

発電設備等の主要機器更新に係る契約申込みに伴う補足事項について

当社は、10万km以上の容量がある発電設備等の主要機器 **1の更新に係る契約申込みにあたり、下 記に掲げる内容を回答します。なお、下記の記載内容に変更が生じた場合(計画が中止になった場合 も含む)には、当社は、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)の送配電等業務指針 第87条第2項の規定により契約申込みの取下げ又は申込内容の変更を行います。

※1 発電設備等の主要機器とは、専ら発電の用に供し、発電設備と一体不可分な設備の大宗を占める 部分のことをいい、電源種別毎には以下の通りとする。

電源種別 発電設備等の主要機器 火力 発電機、タービン、ボイラ、復水器、冷却塔 水力 発電機、水車、水圧鉄管 太陽光 太陽光パネル、逆変換装置 風力 発電機、風車、逆変換装置(装置が具備されている場合に限る。) バイオマス 発電機、タービン、ボイラ (ガス化炉)、復水器、冷却塔 原子力 発電機、タービン、原子炉、復水器 地熱 発電機、タービン、復水器、冷却塔

記

	10万kW	10万kW以上の容量がある発電設備等の主要機器の更新に伴う契約申込み (注1)			備考	5
	申込みの年度の前々年度から 年度までの合計5年度におけ 要機器の設備更新工事の有無		☑ あり	ロなし		
	、設	発電設備等の区分	火力			
備		発電機定格出力(kW)	● (k₩)			
	更 最大受電電力(kW) 新 発電設備の名称 情 発電設備等 更新工事内容		● ● (kW)			
			●●発電所			
			(1) ●号機発電機更新工事(2) ●号機タービン更新工事			
	報	更新工事予定日 (実施済の場合は完了日)	(1) ●●年●月●日 (完 (2) ●●年●月●日 (元	記了) 予定)		

(注1)複数の発電設備等の設備更新情報がある場合は、情報欄を追加して資料を提出すること。<備考>用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

以上

10万kW以上の容量がある発電設備等の主要機器の更新に伴う 契約申込みを行う場合、その契約申込みの年度の前々年度から 翌々年度までの合計5年度における、同一発電場所における他の 丁事実績及び計画(予定分を含む)を記載ください。

<発電設備等の全部の変更(全面更新)とは>

▶ リプレースに該当する発電設備等の全部の変更(全面更新)とは、基本的に専ら発電の用に供し、発電設備と一体不可分な設備の大宗を占める部分を更新したものとします。

〔電源種別毎の発電設備等の全部の変更〕

電源種別	リプレースに該当する発電設備等の全部の変更(全面更新)
火力	発電機、タービン、ボイラ、復水器、冷却塔
水力 ^{※38}	発電機、水車、水圧鉄管
太陽光	逆変換装置、太陽光パネル
風力※38	発電機、風車、(逆変換装置)
バイオマス	発電機、タービン、ボイラ(ガス化炉)、復水器、冷却塔
原子力	発電機、タービン、原子炉、復水器
地熱※38	発電機、タービン、復水器、冷却塔

※38 なお、固定価格買取制度における更新に係る認定の考え方では、専ら発電の用に供し、発電設備と一体不可分な設備の大宗を占める部分を更新した場合、発電設備を実質的に全面更新したものとして見なしている。休廃止等手続の全面更新の具体例についても、接続検討申込書の記載事項をベースとして同様の考え方で整理しています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/nintei_mizu.pdf https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/replace.pdf その他

- ▶ 送配電等業務指針(令和2年10月1日変更。以下「指針」という。)の施行に伴い、2020年10月1日から系統連系希望者は、指針第87条の規定による発電設備等の契約申込み及び指針第122条の7の規定による電源接続案件一括検討プロセスの再接続検討申込み(以下「契約等申込み」という。)を行うにあたり、保証金を支払う必要があります。
- ▶ 保証金は、連系予約に伴い、公平な系統利用を目的とした連系予約の空押さえ防止と円滑な系統アクセスのために設けられており、系統連系希望者が保証金の支払い後に契約等申込みの取り下げ等を行った場合には返還されません。
- ▶ ただし、指針第88条の2第4項及び第122条の9第4項の規定により支払った保証金を返還する 「正当な理由」があると認められる場合は、保証金は返還されます。
- ▶ なお、「正当な理由」についての詳細は、本機関のウェブサイトで公表しています。
 - ・「系統アクセスに関するお知らせ」 https://www.occto.or.jp/access/oshirase/index.html
 - ・「発電設備等系統アクセスの流れ」 https://www.occto.or.jp/access/kentou/access_process.html
- ▶ 上記の「正当な理由」により保証金の返還を求める系統連系希望者は、契約等申込みの取り下げ等を行う際に、申込み先の一般送配電事業者又は配電事業者に対し、本機関のウェブサイトで公表した「正当な理由」であることが確認できる書面(例えば、行政から発行された不許可指令書)を提出してください。
- ▶ 一般送配電事業者及び配電事業者は、系統連系希望者から提出された当該書面を確認し、「正当な理由」があると認められる場合には、契約等申込みの取り下げ等を行った系統連系希望者に対し、保証金を返還します。なお、一般送配電事業者及び配電事業者は、保証金を返還する際に利息は付しません。
- → 一般送配電事業者及び配電事業者は、工事費負担金契約締結前後に関わらず、その他正当な理由がある場合は保証金を返還します。ただし、工事費負担金契約締結前に判断可能な事情である場合には、その限りではございません。

<経済産業省 資源エネルギー庁 ウェブサイト>

・なっとく!再生可能エネルギー

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving and new/saiene/

- ・発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/hiyoufutangl_20230401.pdf
- ・電気事業制度の関係法令・ガイドライン等 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/

<本機関 ウェブサイト>

・本機関の業務規程・送配電等業務指針 https://www.occto.or.jp/article/index.html

・本機関の「一括検討の手続等」 https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2020/200917 dengen jisshi.html

・かいせつ電力ネットワーク

https://www.occto.or.jp/grid/index.html

・一般送配電事業者の送配電系統利用に関するルール(約款・系統利用ルール)リンク集 https://www.occto.or.jp/access/link/souhaidenrule.html

送配電等業務指針及び一括検討の手続等並びに制度面に関する意見・要望・質問等については、本機関にお願いします。

次の問合せフォームから送付ください。

- ・本機関「系統アクセス 事前相談・接続検討に関する問合せフォーム」https://www.occto.or.jp/contact/keitou-form.html
- 本機関「電源接続案件一括検討プロセスに関する問合せフォーム」
 https://www.occto.or.jp/contact/anken_kentou-form.html